



大監収第15号
令和7年12月23日

請求人様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊 行
東大和市監査委員 中間 建二

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和7年10月29日付けで受けたしました住民監査請求（東大和市職員措置請求）については、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査した結果を別紙のとおり通知します。

なお、本監査結果につきましては、同条同項の規定に基づき公表いたします。

【問い合わせ先】

東大和市監査委員事務局

電話：042-563-2111（内線1594）

住民監査請求に係る監査結果

東大和市監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

省 略

2 請求書の受付日

令和7年10月29日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨（請求書の原文のとおり）

東大和市が行った狭山緑地フィールドアスレチック改修事業における、以下の財務会計上の行為は、公金の不当な支出または財産の不当な管理にあたるため、地方自治法第242条に基づき、以下の措置を講じるよう請求する。

ア 監査を求める事項（財務会計上の行為）

東大和市長その他の職員による、主に以下の行為に係る執行行為を監査対象として求める。

(ア) 約8億円規模の事業計画を、約4か月で約27億円規模へと大幅に拡大し、その基本設計の委託料（30,640千円）を含む費用を支出した行為。

(イ) 上記事業のスケジュール見直しに伴う、令和7年度東大和市一般会計補正予算（第2号）における、公園等整備事務委託料の減額、及び債務負担行為の廃止。

(ウ) 事業計画が再検討となり、すでに支出された基本設計費用約30,640千円が、本来の目的を達成できず、無駄な支出となった行為。

イ 違法又は不当とする理由

(ア) 事業費決定過程の不透明性と杜撰な計画策定による不当な財政運営

a 市の財政規模に対して大きな事業（27億円規模）に関し、事業費が短期間で約3.5倍に急増した際の検討過程や資料が議会・市民に適切に示されておらず、市の財政運営における透明性を欠く。

b 見直しとなった経緯から推察すると、市は運営形態やランニングコスト等が不明確な状況で契約を結び、その後の再検討により、結果として3千万円を超える無駄な財政負担を招いた。これは、事業の見通しが不透明なまま多額の費用を投じた不当な行政行為である。

(イ) 基本設計委託料の支出による無駄な支出

a 事業が再検討となったことで、すでに支出された基本設計費用30,640

千円は、本来の目的である住民利用の施設の実現に結びつかず、公金の不経済な支出（無駄な支出）である。

（2）措置要求の内容

監査の結果、上記で指摘した行為が違法又は不当であると認められる場合は、東大和市長に対し、以下の措置を講じるよう勧告することを求める。

- ア 事業費急膨張から事業停止に至るまでの意思決定プロセスを裏付ける文書（市長の判断に供された資料、会議録等）を市民に詳細に公開し、その経緯と責任の所在を明らかにすること。
- イ 事業の計画策定及び基本設計の委託・支出に関わった職員等に対し、公金に損害を与えた責任を問い合わせ、無駄になった設計費用 30,640 千円の返還を求めるなど、必要な措置を講じること。
- ウ 市が支出した公金 30,640 千円が無駄になっていないと主張するのであれば、不当な行為（公金の不経済な支出等）にあたらないと判断する根拠を、監査報告書等をもって市民に説明すること。
- エ 今後、公共事業の計画策定及び予算執行を行うにあたり、財政的なリスク管理と、市民及び議会に対する情報公開、透明性の確保を徹底すること。

（3）事実証明書

- ア 事業の見通しが不透明なまま多額の費用を投じた事実を証明する資料「公園等再整備方針・再整備計画の策定におけるプレサウンディング調査の結果について」
- イ 事業の見通しが不透明なまま多額の費用を投じた事実を証明する資料「東大和市公園等再整備方針・再整備計画策定検討会会議要録（第1回、第2回分）
- ウ 市が議会に提出したと思われる事業の見直し経緯や財政負担を示す資料

4 請求の要件審査

監査委員は、令和 7 年 11 月 10 日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することと決定した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件措置請求については、具体的な財務会計上の行為として以下を監査対象と

する。

- (1) 令和 7 年 5 月 20 日に契約変更した令和 6 年度・7 年度東大和市公園等整備工事の実施に関する業務委託契約が、違法又は不当な契約であるか
- (2) 上記(1)のうち、令和 6 年度に支出した狭山緑地調査設計業務分（令和 6 年度分）の支払いが違法又は不当な公金の支出であるか

2 監査対象部署

まちづくり部都市基盤課

3 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からは陳述及び証拠の提出について辞退する旨の申し出があった。

また、市長から弁明書の提出を受けるとともに、監査委員により令和 7 年 12 月 5 日に都市基盤課職員から陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

本件請求についての結果は、合議により次のように決定した。

本件措置請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

請求人からの提出書類、監査対象部署からの提出書類及び陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事項を確認した。

(1) 予算関係及び本件契約

【予算関係(令和 6 年度)】	
令和 6 年 3 月 21 日	令和 6 年度一般会計予算が市議会で可決 ・公園等整備事務委託料 89,500 千円 (内、狭山緑地改修事業分 40,000 千円)

令和 6 年 9 月 3 日	令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）が市議会で可決 ・公園等整備事務委託料 81,300 千円（8,200 千円の減額） （内、狭山緑地改修事業分 20,800 千円） ・債務負担行為（公園等整備事務委託）の補正 期間：令和 7 年度、限度額：38,200 千円
令和 7 年 4 月 11 日	令和 6 年度東大和市公園等整備工事の実施に関する業務委託契約 (その 2) 【変更】狭山緑地地質調査業務分 支払い（13,667,368 千円）
令和 7 年 4 月 25 日	令和 6 年度・令和 7 年度東大和市公園等整備工事の実施に関する業務委託 狹山緑地調査設計業務分（令和 6 年度分）支払い（1,800,000 円）
【予算関係（令和 7 年度）】	
令和 7 年 3 月 21 日	令和 7 年度一般会計予算が市議会で可決 ・公園等整備事務委託料 206,200 千円 (内訳) ①令和 6 年度・令和 7 年度東大和市公園等整備工事の実施に関する業務委託（設計委託）（38,200 千円） ② " (ローラースライダー本体工事) (168,000 千円) ・債務負担行為（公園等整備事務委託） 期間：令和 8 年度、限度額：654,750 千円
令和 7 年 6 月 3 日	令和 7 年度一般会計補正予算（第 2 号）が市議会で可決 ・公園等整備事務委託料 28,840 千円（177,360 千円の減額） (内訳) 上記①設計委託 28,840 千円 上記②ローラースライダー本体工事 0 千円 ・上記債務負担行為（公園等整備事務委託）の廃止

【本件契約】	
令和 6 年度・7 年度東大和市公園等整備工事の実施に関する業務委託契約	
令和 6 年 9 月 4 日	<p>標記契約を市が公益財団法人東京都都市づくり公社（以下、事業者という。）と締結</p> <p>契約期間：令和 6 年 9 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p> <p>概算金：40,000 千円</p> <p>作業内容：</p> <p>（令和 6 年度）委託発注に係る設計業務、基本設計修正、実施設計</p> <p>（令和 7 年度）基本設計修正、実施設計</p> <p>債務負担行為の決定</p> <p>　　令和 6 年度支払予定：1,800,000 円…ア</p> <p>　　令和 7 年度支払予定：38,200,000 円…イ</p>
令和 6 年 9 月 4 日	支出負担行為（令和 6 年度分）の決定（1,800,000 円）…上記ア
令和 7 年 3 月 19 日	事業者から市に業務委託の一部完了報告の提出
令和 7 年 3 月 24 日	市から事業者に上記一部完了報告の検査、認定（適正）通知の送付
令和 7 年 3 月 25 日	<p>事業者から市に一部精算書が提出</p> <p>上記アに係る支出命令の決定</p>
令和 7 年 4 月 1 日	支出負担行為（令和 7 年度分）の決定（38,200,000 円）…上記イ
令和 7 年 4 月 25 日	上記アの支払い（1,800,000 円）
令和 7 年 5 月 8 日	市が当該改修事業に係るスケジュールの見直しに伴う業務委託の変更について決定
令和 7 年 5 月 20 日	<p>市から事業者に「契約変更」について、協議を依頼</p> <p>「概算金 40,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）」を「概算金 28,297,873 円（消費税及び地方消費税を含む。）」に変更する。</p> <p>（差引減額 11,702,127 円）</p> <p>事業者から市に「契約変更」について、承諾書を提出</p> <p>「概算金 40,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）」を「概算金 28,297,873 円（消費税及び地方消費税を含む。）」に変更する。</p> <p>（差引減額 11,702,127 円）</p>

（2）現在の状況

狭山緑地フィールドアスレチック改修事業については、市民や民間事業者か

らの様々な意見やアイデア、現在策定中の東大和市公園等再整備方針・再整備計画の策定検討会での意見等を踏まえ、ローラースライダーの整備を含めた整備内容については一度立ち止まり、改めて市民や利用者の意見を伺いながら、狭山緑地における公民連携を模索しながら事業に取り組んでいる。

2 監査対象部署の説明

(1) 狹山緑地フィールドアスレチック改修事業に係る業務委託契約について

市のさらなる魅力向上を図るために、都内最長を目指したローラースライダーの整備等を行うことを含む狭山緑地フィールドアスレチック改修事業（以下「改修事業」という。）は、令和5年度における基本計画及び基本設計の検討を経て、令和6年度から令和7年度にかけて、業務委託令和6年度実施分としてコンサルタント会社への外部委託発注に係る設計業務（以下「業務1」という。）、駐車場や管理棟、ローラースライダー周辺部の検討をするための基本設計の修正業務（以下「業務2」という。）及びローラースライダー、スタートデッキ、トイレなど的一部工事の詳細設計業務（以下「業務3」という。また、これらの3つの業務を「3業務」という。）を委託するため、また、引き続き令和7年度実施分として業務2及び業務3を委託するため、令和6年9月4日に3業務を委託する契約（以下「業務委託契約」という。）を締結した。

当該業務委託契約に基づき3業務を進めていたものの、令和6年10月から令和7年4月にかけて実施した東大和市公園等再整備方針・再整備計画策定業務における市民団体等からのヒアリング等や、有識者を含む検討会において改修事業のスケジュールの見直しの意見がなされたことを踏まえて、令和7年5月8日に改修事業のスケジュールの見直しを決定し、以降行わないこととなった業務3のうちの一部の業務について業務委託契約の契約変更（以下「契約変更」という。）を行って当該業務を行わないこととし、かつ、契約金額を減額したものである。

(2) 令和6年度・7年度東大和市公園等整備工事の実施に関する業務委託の契約変更について

3業務のうち、スケジュールの見直しに伴って令和7年度中に行わないこととなったスケジュールの見直し以後の業務3のうちの一部の業務を減らし、当該業務分を減額することについて、業務委託契約書第12条の規定に基づき双方協議し、業務委託契約書第13条の規定に基づき協議書をもって諮ったうえで承諾書の提出を受け、契約変更を行ったものであり、これらの手続は業務委託契約書にのっとり適切に行われたもので契約上の違反はない。

また、その減額後の契約額は、事業費概算計算書に記載のとおりの積算によって適切に算定された従前の契約金額 40,000 千円から適切に算定した差額（減額する金額）11,702,127 円を除いて 28,297,873 円としたものであり、それぞれの金額に根拠があるわけであるから裁量権の逸脱又は濫用は一切なく、不合理な点も一切ない。

（3）令和 6 年度に支出した東大和市公園等整備工事の実施に関する業務委託（狭山緑地調査設計業務分）の支払いについて

令和 6 年度中に実施した 3 業務における一部完了分について、業務委託契約書に基づき委託業務の一部の完了について業務報告書の提出を受け、検査を行い、完了認定し、委託費精算書の提出を受けたうえで支出したものであり、業務委託契約にのっとり適切に支出されたものであるから契約上の違反はない。

また、1,800 千円の支出額は業務委託契約書の規定に基づき提出された委託費精算書に記載のとおり積算されているものであり、その内容を確認したうえで支出しているものであるから当該支出について裁量権を逸脱し、又は濫用した事実はなく、また、不合理な点も一切ない。支出に当たって手續面での瑕疵がないことについても、令和 7 年 3 月 25 日付け支出命令のとおりである。

3 監査委員の判断

（1）監査対象事項について

請求人が求める監査の対象事項は下記のア及びイと考えられる。

ア 約 8 億円規模の事業計画を約 4 か月で約 27 億円規模へと大幅に拡大しその基本設計委託料（30,640 千円）を含む費用を支出した財務会計行為が行政運営における透明性を欠き違法若しくは不当な公金の支出であったか

イ 事業計画の見直しに伴う委託契約の変更と、それに伴う多額の基本設計費用に対しての公園等整備費用委託料の減額及び債務負担行為廃止の一連の財務会計行為が違法若しくは不当な公金の支出であったか

アの前段の事業計画の変更（拡大）に係る記述について数値として示された金額は、いずれも説明時点で想定される概算総事業費についての説明であり、具体的な財務会計行為にあたらないために監査対象外とする。

一方、アの後段の「基本設計委託料（30,640 千円）を含む費用を支出した財務会計行為」については、令和 7 年 6 月補正による減額後の令和 7 年度の公園整備等事務委託料 28,840 千円-Ⓐと令和 6 年度支払済額 1,800 千円-Ⓑの

合算額であるため、Ⓐの具体的な財務会計行為として債務負担行為（契約変更）と、Ⓑの具体的な財務会計行為である支出を監査対象とする。

イの「事業計画の見直しに伴う委託契約の変更」は前述のⒶとして監査対象とする。イの後段の「公園等整備費用委託料の減額及び債務負担行為の廃止」については、当該スケジュールの見直しの決定に伴い、詳細設計は検討段階までで一時中止している事実に係る減額補正が議決されていること、また実施しないこととなった改修事業に伴う工事分の令和7年度予算計上分及び令和8年度の債務負担行為を廃止し、そのことについての議決も得ていることから監査対象外とする。

（2）判断の理由

一般的に地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関または職員の違法または怠る事実について、その是正・防止を図るため、住民が監査および必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体に違法・不当があるか否かが監査の対象となる。

本件措置請求について請求人は、改修事業費の事業費が、約8億円から約27億円へ増額し、基本設計委託料として30,640千円を支出したことが違法または不当であると主張している。

しかし、「約8億円」から「約27億円」は概算事業費であって、しかもこれらの金額の大部分は未確定の部分である。現時点においても次の一部を除き支出しておらず、令和6年度・7年度東大和市公園等整備工事の実施に関する業務委託契約第7条及び第8条に基づいて支出した部分は令和7年3月25日付支出命令による狭山緑地調査設計業務の一部完了分（令和6年度分）180万円のみである。

そこで、当該支出の経緯について確認したところ、裁量権の逸脱又は濫用した事実はなく、財務会計上の手続きにも瑕疵はなかった。

したがって、請求人の主張する基本設計委託料として30,640千円の一部（180万円）を支出したことが違法または不当であることの事実はない。

次に、事業計画の見直しに伴う委託契約の変更及び一連の財務会計行為が違法若しくは不当な公金の支出であったと主張していることについて考察する。

住民監査請求において、財務会計行為の前提又は原因となる地方公共団体の事務全てを監査請求になし得るとすれば、地方公共団体の事務で公金の支出を伴わないものはほとんど存在しないことから、公金の支出と結び付けて構成し

さえすれば、地方公共団体の行政活動のほとんどは、住民監査請求でその違法を問うことできることになりかねない。

先行行為（非財務会計行為）の違法が、後行行為（財務会計行為）に承継されることになるのは、当該財務会計行為の前提または原因となる先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、その原因行為を前提としてされた職員（市長）の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られると解することが相当である（最高裁平成4年12月15日判決（昭和61年（行ツ）133号）および最高裁平成20年1月18日判決（平成17年（行ヒ）304号）。ここでの違法についての判例の論旨は不当についても当てはまると考えられる。

本件においては、請求人が主張する、「事業計画の見直しに伴う委託契約の変更」が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の見地から看過し得ない違法・不当があるか否かについて、以下検討する。

本件は、市のさらなる魅力向上を図るために、都内最長を目指したローラースライダーの整備等を行うことを含む狭山緑地フィールドアスレチック改修事業（以下「改修事業」という。）について、令和5年度における基本計画及び基本設計の検討を経て、令和6年度から令和7年度にかけて、令和6年度実施分としてコンサルタント会社への外部委託発注に係る設計業務（以下「業務1」という。）、駐車場や管理棟、ローラースライダー周辺部の検討をするための基本設計の修正業務（以下「業務2」という。）及びローラースライダー、スタートデッキ、トイレなどの一部工事の詳細設計業務（以下「業務3」という。また、これらの3つの業務を「3業務」という。）を委託するため、また、引き続き令和7年度実施分として業務2及び業務3を委託するため、令和6年9月4日に3業務を委託する契約（以下「業務委託契約」という。）が締結された。

当該業務委託契約に基づき3業務を進めていたものの、令和6年10月から令和7年4月にかけて実施した東大和市公園等再整備方針・再整備計画策定業務における市民団体等からのヒアリング等や、有識者を含む検討会において改修事業のスケジュールの見直しの意見がなされたことを踏まえて、令和7年5月8日に改修事業のスケジュールの見直しが決定され、業務3の業務委託契約の契約変更（以下「契約変更」という。）を行い、契約金額が減額されたものである。

5頁の「予算関係及び本件契約」に掲載の令和7年5月20日に契約変更された業務委託契約については、令和7年5月8日に、スケジュールの見直しに伴う業務委託の変更についての市の決定を契機としたローラースライダーの

整備を含めた整備の一時中止とする委託内容をもとに当該委託費の概算額の算出に係る協議が行われた。

その後、業務委託契約書に基づく手続きがなされており、契約上の違法又は不当な点は見当たらない。

これにより令和7年度東大和市一般会計補正予算（第2号）において予算措置額を減額したものであり、また改修事業のスケジュール変更に伴って令和7年度及び令和8年度において改修事業に係る工事を実施する予定がなくなつたため、令和7年度予算として計上していた工事費を皆減するとともに、令和8年度の債務負担行為を廃止したものである。予算の執行予定がなくなった分について予算を減額し、又は皆減して関連する債務負担行為を廃止したについては、地方自治法第218条の規定により議会の議決を得たうえで行っている。

現状での改修事業における取組経過は以上のとおりであり、「事業計画の見直しに伴う委託契約の変更」が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の見地から看過し得ない違法・不当があるとは認められない。よって、請求人の主張には理由がなく、本件措置請求はこれを棄却する。